

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年8月9日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5番12号
静岡県富士山世界遺産センター 企画総務課
電話番号 0544-21-3776

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

富世企第68号

(2) 業務名

令和元年度～令和2年度 静岡県富士山世界遺産センター接遇業務委託

(3) 業務場所

静岡県富士宮市宮町5番12号 静岡県富士山世界遺産センター

(4) 業務概要

静岡県富士山世界遺産センターにおける総合案内、券売、展示機器操作説明等

(5) 業務期間

令和元年9月1日から令和2年10月31日まで（長期継続契約）

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 本県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 静岡県内に本社又は支社、営業所等の活動拠点を有する者であること。
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館若しくは博物館相当施設、又は博物館類似施設において、受付、案内、監視又は展示機器の操作説明等の業務に、1日15人以上の派遣又は1日の従事者配置数が15箇所以上での業務委託契約の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和元年8月20日（火）までの日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により、入札参加資格確認申請書等を令和元年8月20日（火）午後5時までに担当部局へ提出し、上記4の資格を有することの確認を受けなければならない。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年8月29日（木）午前10時00分

(2) 入札の場所

静岡県富士宮市宮町5番12号

静岡県富士山世界遺産センター研修室

(3) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 総価による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 電送及び郵送による入札は認めない。

(2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は静岡県富士山世界遺産センター企画総務課とする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 現場説明会は行わない。

(6) 本契約は長期継続契約とする。